

住民監査請求監査

(地方自治法第242条)

(令和5年6月)

東大阪市監査委員

東大阪監査公表第1号

令和5年6月1日

東大阪市監査委員	柴田敏彦
同	牧直樹
同	吉田聖子
同	右近徳博

住民監査請求に係る監査結果について（公表）

地方自治法第242条第5項の規定に基づき住民監査請求（受付第52号）に係る監査結果を別紙のとおり公表します。

第1 結論

請求人の請求を棄却する。

第2 監査の請求

1 請求人

前田 弘一

2 請求書の提出

令和5年4月5日

3 請求の要旨

(1) 令和4年度に交付した市立日新高等学校活性化推進事業補助金を活用して、中学生等を対象としたオープンスクールにお笑い芸人を登壇させたことはオープンスクールの趣旨に反しており、同補助金の交付を許容したことは不当であり、この不当性を認めるとともに、今後のオープンスクールにおいて、お笑い芸人の招待を防止するよう求めるもの。

(2) 請求の具体的な内容（請求書の原文どおり。令和5年5月10日に提出された補正内容を含む。）

(1)誰が（請求の対象職員）

東大阪市長又は教育長

(2)いつ、どのような財務会計上の行為を行っているのか。

令和4年度予算「東大阪市長市立日新高等学校活性化推進事業補助金」を使って、2022年6月18日に、東大阪市長市立日新高等学校で、中学生を対象にしたオープンスクールにおいて、お笑い芸人が登壇しました。（事実証明書その1及びその2参照）

(3)その行為は、どのような理由で違法又は不当なのか。

オープンスクールでは、中学生に対して、日新高校へ入学する意義について訴求しなければなりません。

にも関わらず、お笑い芸人の登壇の目的は、入学する意義の訴求ではなく、中学生の歓心を買うことであることは明らかです。

お笑い芸人の登壇は、オープンスクールの趣旨に反しており、中学生の学習に寄与せず、むしろ中学生は高等学校に対し誤った認識を持ってしまっておそれがあり、不当です。

オープンスクールの事前の周知により、市は、お笑い芸人の登壇を事前

に把握していたと思われます。

お笑い芸人の登壇に使われるにも関わらず、補助金の交付を許容してしまっただことは不当です。また、お笑い芸人の登壇への支出を未然に止めるための指導を、日新高校へ、市が実施しなかったことは不当です。

(4)その結果、どのような損害が東大阪市に生じているのか。

お笑い芸人の登壇は、中学生に対する、入学の意義の説明にはなっておらず、補助金の無駄な消費です。むしろ、学習の場である高等学校へのイメージを歪めています。

(5)どのような措置を請求するのか。

本補助金をお笑い芸人の登壇に使ったことが不当であること、及び、お笑い芸人の登壇に使うことを知りつつ本補助金を日新高校に交付したことが不当であることを認めてください。

今後、日新高校のオープンスクールにおいて、お笑い芸人の招待を防止していただきたいです。

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

(3) 事実証明書一覧

① その 1: 令和 4 年 10 月 3 日付け、教育委員会事務局学校教育部高等学校課からの「市民の声」についての回答

② その 2: 令和 4 年 6 月 13 日付け、市立日新高等学校のホームページ（引用及び画像）

（以下、令和 5 年 5 月 10 日追加提出）

③ その 3: 令和 3 年度第 1 回総合教育会議（令和 4 年 2 月 14 日開催）資料
令和 4 年度教育に係る主要な事業案 「日新高等学校改革事業」

第 3 請求の受理

本件請求は、所定の要件を具備しているものと認め、令和 5 年 4 月 25 日付けでこれを受理した。

第 4 監査の実施

本件請求について、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 5 項の規定に基づき、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

請求人より提出された請求の要旨は、令和4年度に交付した市立日新高等学校活性化推進事業補助金を活用して、中学生等を対象としたオープンスクールにお笑い芸人を登壇させたことはオープンスクールの趣旨に反しており、同補助金の交付を許容したことは不当であり、この不当性を認めるとともに、今後のオープンスクールにおいて、お笑い芸人の招待を防止するよう求めるものである。

このことから、当該補助金の支出に係る財務会計上の行為の違法若しくは不当性の有無を監査対象事項とした。

2 監査対象部局

教育委員会事務局学校教育部高等学校課（以下「高等学校課」という。）

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して令和5年5月10日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人から新たな証拠が提出されるとともに、請求内容の補正を含む、以下の陳述が行われた。

【陳述の要旨】

（補足説明その1）総合教育会議での決議について

令和3年度第1回総合教育会議（令和4年2月14日開催）において、令和4年度に、「日新高等学校改革事業」として、日新高校を積極的に広報する趣旨の決議をしました。この決議を踏まえて、オープンスクールが実施されています。この「日新高等学校改革事業」に関する文書を「新たな証拠」として提出いたします。

「日新高等学校改革事業」には『「オープンスクール」、「学校説明会」に日新高等学校に縁のある著名人等を招待し講演を行い』と記されています。

令和4年6月18日のオープンスクールに招待されたのは、日新高校とは無縁のお笑い芸人でした。また、この日以外で開催されたオープンスクール及び学校説明会では、日新高校に縁のある著名人等を招待し講演をしていません。これらのことは日新高校のホームページなどで確認しましたが、情報量が多く個人的な情報であるため、証拠資料を提出することをやめておきます。

日新高校に無縁のお笑い芸人をオープンスクールに招待したことは、総合教育会議での決議に反しており、不当です。

(補足説明その2) オープンスクールの趣旨について

「日新高等学校改革事業」により中学生への広報が決議されたものの、オープンスクールのあり方については、責任ある公立の教育機関であることを踏まえ、日新高校を正しく理解してもらう内容にする必要があります。

漫才は娯楽です。お笑い芸人は漫才を事業として営む者です。

広報には「漫才」と記されていることから、中学生の立場からすれば、娯楽が提供されることを期待します。お笑い芸人の漫才は、学校への理解を目的としているのではなく、集客を目的としていると判断できます。

お笑い芸人の漫才は、学校を正しく理解することを目的とするオープンスクールの趣旨から逸脱しているため、執行することは不当です。

オープンスクールの趣旨を踏まえた上で、本件の財務会計上の不当性の有無を判断すべきです。

(補足説明その3) キャリア形成の学習について

一般論として、オープンスクールというものは、中学生に対する進路情報の提供であるため、キャリア形成の学習であり、その意味において、教育的意義はあります。

招待したお笑い芸人は漫才で成功を収めているため、その漫才を中学生に披露することは、キャリア形成の学習であるかのように見えるかもしれませんが。

しかし、お笑い芸人には個人的な独特の特性などが要求されることから、多くの中学生にとって、キャリア形成として学習できる部分はほとんどありません。キャリア形成を漫才のネタに使ったとしても、それはキャリア形成の学習とは言えません。

中学生は、自己の現実をあまり知らないため、お笑い芸人である成功者の話を無心に聞くかもしれません。ところが、高校生になって、現実の自分をより多く知ることになると、理想と現実の格差に苦しむこととなります。現実問題として、お笑い芸人のような特殊な能力などを多くの者は有していませんし、また、働く場が限られています。中学生や高校生に地に足が着いていない憧れを抱かせることはキャリア形成の学習ではありません。

キャリア形成に関する真の学習は、現実の自分を適切に知り、そこから連続する延長線上に、自分に適切な将来像を描けるようになることにあります。

お笑い芸人の招待は、キャリア形成の学習という観点から考えて、不適切です。学校が主催しているのですから、正当な教育であるかのように勘違いをするおそれがあり、不当です。

責任ある公的教育機関が執行するのですから、教育的意義の有無を踏まえた上で、本件の財務会計上の不当性の有無を判断すべきです。

(補足説明その4) 監査請求の内容について (補正)

4月5日に提出した東大阪市職員措置請求書の「1 請求の要旨」の「(5) どのような措置を請求するのか。」において、「不当であることを認めてください。」という趣旨の記述をしましたが、その文言の後に、「今後、日新高校のオープンスクールにおいて、お笑い芸人の招待を防止していただきたいです。」との文言を加えます。

4 監査対象部局に対する調査及び事情聴取

監査対象部局である高等学校課に対し、事前に質問書を送付し、関係資料の提出を受けるとともに、令和5年5月10日を始め数次、本件に関して事情聴取を行った。

内容については「第5 監査の結果」のとおりである。

第5 監査の結果

1 事実確認

本件請求に基づき、高等学校課に対する事情聴取並びに提出を受けた関係書類等により次のことを確認した。

(1) 市立日新高等学校活性化推進事業補助金（以下「補助金」という。）について

ア 補助金交付要綱について

高等学校課では、令和4年4月1日に補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）を制定している。交付要綱制定起案の摘要では、制定理由として、「この数年、日新高校の生徒の定員割れが続き、令和2年度の入学者選抜（令和3年度入学者）では、初めて全科（商業、英語、普通科）で定員に満たない状況となっている。現在、学校改革を進めている中、学校の魅力を外部に広報、PRすることが課題となっている。本補助金の活用により、広報事業を積極的に行うことで生徒を確保し、日新高校の活性化を図ることは、本市の活性化にもつながる。」としている。

市立日新高等学校における過去 5 年度（平成 31 年 4 月入学から令和 5 年 4 月入学まで）の入学者選抜は、普通科、英語科、商業科の 3 学科で実施されており、学科ごとの定員割れの状況をみると、特に、令和 4 年 4 月入学（令和 3 年度）及び令和 3 年 4 月入学（令和 2 年度）ではすべての学科で定員割れが生じ、令和 5 年 4 月入学（令和 4 年度）では英語科、令和 2 年 4 月入学（令和元年度）及び平成 31 年 4 月入学（平成 30 年度）では英語科と商業科で定員割れが生じている。

なお、交付要綱附則第 2 項において、「この要綱は、令和 6 年 3 月 31 日をもってその効力を失う。」と規定し、令和 4 年度と令和 5 年度を集中期間とした 2 か年の時限的な補助金としており、各年度の当初予算として 100 万円が計上されている。

イ 補助対象事業及び補助対象経費について

交付要綱第 5 条では、補助対象事業として「オープンスクール、日新高校説明会に著名人を招いた講演会に関する事業」が、同第 6 条では、補助対象経費として招致に対する報償費が、それぞれ規定されている。

ウ 令和 4 年度補助金交付申請等について

交付要綱第 7 条の規定に基づき、令和 4 年 5 月 17 日に市立日新高等学校長から補助金交付申請書（申請額 100 万円）が高等学校課に提出されている。

申請時の事業計画中、オープンスクール及び学校説明会については、「著名人の講演会等を実施し、イベント的に演出するなどして、中学生の関心を高める取り組みを行う。」とされ、事業目標としては「オープンスクールでは中学生参加数を増やし、まず第 1 回（6 月 18 日実施）では 500 人の中学生を集める。その後のオープンスクール（計 3 回実施）や学校説明会（計 5 回実施）ではリピーターを増やしながらか常に 200 名以上の参加者を集める。」とされている。

補助金の使途については、収支予算書においてオープンスクール・文化祭等への著名人招致として、報償費で 20 万円を 2 回、計 40 万円を使用予定とされている。

高等学校課では、交付要綱第 8 条の規定に基づき、補助金を交付することが適当と認め、令和 4 年 5 月 24 日に市立日新高等学校長あてに補助金交付決定通知（決定額 100 万円）を行い、令和 4 年 6 月 10 日に交付して

いる。

(2) 補助金制定の経過等について

ア 大阪府公立高等学校入学者選拔出願者確保（日新高等学校）のためのワーキングについて

令和2年度の出願者が初めて全科で定員に満たない状況に早急に対応する必要があるため、令和3年4月に、校長、教諭等、事務局（高等学校課）、外部（中学校校長会）計20名で構成される「大阪府公立高等学校入学者選拔出願者確保（日新高等学校）のためのワーキング」（以下「ワーキング」という。）が設置された。

ワーキングは令和3年4月22日に第1回を開催以降、翌年3月まで計12回開催し、令和4年4月に入学する生徒確保のため、現在の学校の現状把握（定員割れの分析）、どのような広報活動が有効かの検討、従来行ってきた広報戦略の見直し等様々な議論が行われている。定員割れの分析としては、少子化の影響が大きいことに加え、同校は生駒山の麓の自然豊かな環境に恵まれた場所にあるものの、平地にある他校と比較すると通学に不利な状況があるため、その良さを伝えるには一度でも足を運んでもらうことが重要であるとしているが、新型コロナウイルス感染症対策の観点からオープンスクール等を例年通り開催することができなかったことも大きな要因としている。

また、令和3年6月から7月までの間に実施した市内中学生2,600名（1年生467名、2年生683名、3年生1,450名）のアンケートによると、市立日新高等学校の場所を知らないとの回答が69.6%、唯一の市立高等学校であることを知らないとの回答が80.5%といずれも高く、広報活動に力を入れることとされている。

イ 総合教育会議について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4の規定に基づき、令和3年度第1回東大阪市総合教育会議が、令和4年2月14日に開催されている。

主な議題は「令和4年度教育に係る主要な事業案について」で、事業案の説明と意見交換が行われている。主要な事業案の一つとして「日新高等学校改革事業」が付議されており、会議資料では「広報活動の中でも一番重要視している事業として、中学生、保護者等に高校を見学いただく「オ

オープンスクール」、「学校説明会」に日新高等学校に縁のある著名人等を学校に招待し講演を行い、多くの中学生に関心を持ってもらい参加者を増やすことで進路選択の高校として認知してもらう。さらに著名人等の講演を、メディアに情報提供し日新高校のオープンスクール、学校説明会を幅広く発信する。」との事業予定を示している。

ウ 日新高等学校活性化推進会議について

令和4年4月22日には日新高等学校活性化推進会議設置要項（以下「設置要項」という。）を制定し、同会議が新設されている。

設置要項第3条では、日新高等学校活性化推進会議（以下「推進会議」という。）の検討内容が規定され、中学生並びに保護者、中学教員等を招く催し（オープンスクール、学校説明会、公開授業等）に関することや補助金の活用方法に関する事など5点の事項を検討するとされている。

設置要項第4条では、推進会議の組織構成について規定され、主席を座長とし、以下、教頭、教諭等の他、高等学校課に所属する指導主事及び事務長も加わり、推進会議が構成されている。

設置要項第6条においては、推進会議は月に1回程度座長が招集するとされ、第1回推進会議は令和4年4月22日に開催され、令和4年度は合計9回の推進会議が開催されている。

(3) オープンスクール等への著名人等の招致について

ア 第1回オープンスクールの概要について

令和4年6月18日に開催された第1回オープンスクールの概要は、スケジュール表によると、以下のとおりである。

時間	内 容	
9:30～ 9:58	オープニング、青団演技（体育祭再演）、学校長挨拶、 学校説明プレゼンテーション (この後自由行動)	
10:00～ 10:50	体育館イベント（軽音楽部ライブ、漫才・トーク、卒業生（インフルエンサー）メッセージ）	体験ブース（前半） 14ブース
10:55～	(この後希望者のみ)	

12:20	部活体験	体験ブース（後半） 9ブース
-------	------	-------------------

高等学校課によると、オープンスクールでは日新高校PRスタッフ（以下「PRスタッフ」という。）が司会進行や施設案内、各学科のプレゼンテーションの作成等を行っているということである。

PRスタッフとは、生徒会とは別に、令和3年度に同校内で生徒自らが高校の「良さ」、「特徴」を外部に発信し学校のPRをする組織として発足したもので、令和3年度は25名、令和4年度は52名で活動している。

また、PRスタッフは当日の運営のみならず、企画段階から関わっており、著名人等の候補選定にも同スタッフの意見が反映されているとのことである。

イ 著名人等の招致に係る経過等について

市立日新高等学校に縁のある著名人等の招致については、補助金交付申請時の事業計画どおり、令和4年6月18日開催の第1回オープンスクールにおいて、第一候補として、同校の卒業生でメジャーとなった音楽バンドの招致を計画し、他にも同校の卒業生のプロスポーツ選手等の人選を検討する中、相手方のスケジュール的なこと、経費的なことから縁のある著名人等の招致が難しい状況となり、別途検討した結果、中学生はM-1グランプリ等「お笑い」への関心が高いこともあり、大手芸能プロダクションに打診したとのことであった。

その後、見積り依頼等の事前打ち合わせの際に、市立日新高等学校活性化の趣旨に沿った話を取り入れてもらえる確認が取れたことから同プロダクションに依頼することとし、M-1グランプリファイナリストの漫才師1組及び進行役のタレント1名の招致を令和4年5月20日に開催した第2回推進会議で決定したとのことであった。

事前の打ち合わせでは、漫才ネタの披露後に、引き続き参加している中学生への同校に関する質問コーナー等を取り入れることを依頼しており、同校が山手にある学校としてのキーワードとして「自然豊か」、「坂道ネタ」を伝えていたとのことであった。

オープンスクール当日には、漫才のつかみ部分に「坂道」についての話題があり、その後のトーク（質問）コーナーでは、参加している中学生や観覧している同校生との対話が質問形式で進められ、同校ネタとして、大

阪府という都会の中、自然豊かな、静かな環境にある高校をどう思うかとの質問に対し、進行役のタレントが会場をまわり、中学生や同校生徒とのやりとりが行われたとのことであった。

また、上記漫才及びトークに引き続き、同校の卒業生である中学生に影響力のあるインフルエンサーを招待し、メッセージを行うことを計画していたが、当日は体調不良のため欠席されたとのことであった。

なお、漫才師等の出演に対する報償費及び振込手数料として合計200,770円が補助金から支出されている。

補助金交付申請時の収支予算書では、オープンスクール・文化祭等への著名人招致として、報償費で20万円を2回、計40万円を使用予定とされていたが、交付要綱第11条に基づき提出された補助金実施報告書の収支決算を確認したところ、第1回オープンスクールでの漫才師等の出演に対する報償費等以外には使用されていなかった。

(4) オープンスクールの参加者数等について

補助金実施報告書を確認したところ、令和4年度及び令和3年度のオープンスクールの参加状況は、以下のとおりとなっている。

<オープンスクールの参加状況>

	令和4年度			令和3年度			差引 ①－②
	中学生	保護者	合計①	中学生	保護者	合計②	
第1回	95名	39名	134名				134名
第2回	160名	70名	230名	83名	26名	109名	121名
第3回	110名	50名	160名	102名	30名	132名	28名
合計	365名	159名	524名	185名	56名	241名	283名

第1回：令和4年6月18日(土)

第2回：令和4年9月10日(土) 令和3年9月18日(土)

第3回：令和4年11月12日(土) 令和3年10月30日(土)

令和4年度の第2回及び第3回では、ともに同時期に行われた前年度を上回る参加者となったが、補助金交付申請時の事業計画で目標とされていた「第1回(6月18日実施)で500人の中学生を集める」ことはできなかった。

一方、令和5年4月入学(令和4年度)の志願者は、前年度の176名から46名増加の222名(定員240名)となり、定員割れは全科から英語科のみと

なった。

なお、オープンスクールの参加者に対するアンケートを実施しており、第1回は参加者134名中57名から回答があったとのことである。

2 判 断

請求人より提出された請求の要旨は、令和4年度に交付した補助金を活用して、中学生等を対象としたオープンスクールにお笑い芸人を登壇させたことはオープンスクールの趣旨に反しており、補助金の交付を許容したことは不当であり、この不当性を認めるとともに、今後のオープンスクールにおいて、お笑い芸人の招待を防止するよう求めるものである。

以下、補助金の支出に係る財務会計上の行為の違法若しくは不当性の有無について判断する。

オープンスクールにお笑い芸人を招致したことは、多くの中学生に関心を持ってもらい、来校していただくためのものであり、請求人の主張と同様に集客や宣伝を主な目的としている。

効果的に広報を行うには衆目を集める必要があり、各界の著名人を招致することは広く行われている。本市でも、著名人を東大阪魅力PR大使に任命しており、お笑い芸人も含まれている。また、各種イベントにも著名人を招致しており、入学志願者数が伸び悩む中、時限的な補助金を活用して著名人を招致したことは、特に不合理なものではないと判断できる。

そのうえで、学校見学や部活動体験等、市立日新高等学校の特色や魅力を伝える場合は、PRスタッフが主導して提供されており、参加者にとっては、現役の生徒が直接対応したことで高校生活をリアルに感じられる機会になったものと考えられる。また、PRスタッフとして参加した同高生徒にとっても、企画から運営まで自主的に携わったことは大きな経験となっている。したがって、参加者、PRスタッフ双方にとってキャリア形成の学習の場となっており、教育的意義は大きかったものと思料する。

招致する著名人が同校と縁のないお笑い芸人となったことについては、候補としていた著名人のスケジュール等の結果であり、縁のない者の招致となったものの、同校に関連するキーワードを用いたトークコーナーが設けられており、縁のない者を招致したことをもって総合教育会議の説明等に反して不当であ

るとは判断できない。

さらに、請求人は、中学生が同校に対し誤った認識を持ってしまうおそれがあり、学習の場である高等学校のイメージを歪めていると主張しているが、本件招致はSNS等で話題になり、オープンスクールや学校説明会への参加に繋げるきっかけ作りであり、初回の第1回オープンスクールのみで実施されたものである。オープンスクールや学校説明会の主目的は、あくまで学校見学や部活動体験により同校を体感してもらうことであり、第1回オープンスクール当日のスケジュールもそのように構成され、実施後の参加者へのアンケート結果では部活動体験等の感想や対応したPRスタッフの印象についての記述が多かったことから、その趣旨は参加者に適切に伝わったことがうかがえる。

3 結 論

以上のことから、令和4年度市立日新高等学校活性化推進事業補助金として公金を支出したことは、違法若しくは不当とは言えず、請求人の主張には理由がないので、これを棄却する。